

訪 問 看 護 契 約 書

_____様（以下、「利用者」といいます）と医療法人社団爽秋会 岡部医院仙
台（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次の
通り契約します。

（目的）

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法、健康保険法等の関係法令に基づいて訪問看護
を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は_____年___月___日から1年間とし、契約満了の1週間前ま
でに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新さ
れるものとします。

（訪問看護の内容）

第3条 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は【指定訪問看護重要事項説明書】に定めた
とおりです。事業者は【指定訪問看護重要事項説明書】に定めた内容について、利用
者及びその家族に説明します。

- 2 事業者はサービス従業者を利用者の居宅に派遣し、【指定訪問看護重要事項説明書】
に定めた内容の訪問看護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、看護師です。
- 4 訪問看護計画は利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内
容または保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得てサービスの内容
を調整いたします。
- 5 事業者の体制の詳細は【指定訪問看護重要事項説明書】に定めるものとします。

（サービス提供の記録）

第4条 事業者は訪問看護の実施につき、サービス提供の内容等を記録票に記入し、サービ
スの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その
控えを利用者に交付します。

- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後5年間保管しま
す。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関する第2項のサ
ービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受ける
ことができます。

(料金)

第5条 利用者は、サービスの対価として【指定訪問看護重要事項説明書】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額が記載された請求書に明細を付して、翌月15日頃に利用者に郵送します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日前後に自動振替にて口座より自動引落か、または、下記口座に振込送金して支払います。(振込送金の場合、手数料は自己負担となります。)

銀行・口座 七十七銀行 増田支店 普通 5420083
口座名義 医療法人社団爽秋会 理事長 河原正典

- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

(サービスの中止)

第6条 利用者は、事業者に対して、計画されているサービス提供の前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が、事前に通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【指定訪問看護重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。

(料金の変更)

第7条 事業者は、利用者の状態に応じて訪問看護の計画や内容を検討し、利用者に対して、料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

- 2 料金の変更が生じた場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、通知することによりこの契約を解約することができます。

(契約の終了)

第8条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の1週間前までに通知をすることにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、解約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 3 次の事由に該当した場合、利用者は事業者に対して、通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
 - ②利用者またはその家族などが、事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 利用者が亡くなられたとき

(秘密保持)

- 第9条 事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に対する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
 - 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
 - 4 情報提供に関する同意については、別紙2【情報提供同意書】に定めるものとします。

(賠償責任)

- 第10条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(緊急時の対応)

- 第11条 事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等、必要な処置を講じます。

(身分証携行義務)

- 第12条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(連携)

- 第13条 事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(苦情対応)

第 14 条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(信義誠実の原則)

第 15 条 利用者及び事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

2 本契約所に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(上記代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(事業者)

住 所 宮城県仙台市青葉区柏木二丁目 4 番 7 6 号
ガーデンテラス柏木 1 0 6 号

事業者名 医療法人社団爽秋会 岡部医院仙台

院長 河原 正典 印

指定訪問看護重要事項説明書

2024年10月1日更新

1 概 要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業者名	医療法人社団爽秋会 岡部医院仙台									
所在地	仙台市青葉区柏木二丁目4番76号 ガーデンテラス柏木106号									
電話番号	022(341)2802									
FAX番号	022(341)2803									
介護保険 指定事業者番号	0	4	1	5	1	1	7	8	7	8
サービスの種類	(介護予防) 訪問看護									
サービスを提供する地域※	仙台市青葉区									

上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業者の職員体制：

職 名	資 格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	医師	1名		1名	従業者及び業務の管理
看護職員	看護師	21名		21名	訪問看護の業務にあたる

(3) サービスの提供時間

時間帯	9:00~17:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00	早朝 6:00~8:00
平日	通常訪問 *緊急体制あり	*緊急体制あり		
土・日 祝日	必要に応じて計画訪問あり *緊急体制あり			
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日 お盆休み 8月13日~8月15日 年末年始 12月30日~1月3日 *必要に応じた計画的訪問、24時間常時対応が可能な体制をとっております。			

2 当事業者の訪問看護の特徴等

(1) 事業の目的

在宅療養を希望する方の訪問看護

(2) 運営の方針

利用者の要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。

自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

3 サービスの内容

(1) 健康相談

健康のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍）、特別な病状の観察と助言、心の健康チェックと助言

(2) 日常生活の看護

清潔のケア、食生活のケア、排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり防止のためのケア、コミュニケーションの援助

(3) 在宅リハビリテーション看護

体位交換、関節などの運動や動かし方の指導、日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行など）、福祉用具（ベッド・ポータブルトイレ・車椅子など）の利用相談

(4) 精神・心理的な看護

不安な精神・心理状態のケア、生活リズムの調整、社会生活の復帰援助、事故防止のケア、服薬のケア、リラックスのためのケア

(5) 認知症の看護

認知症への対応方法指導や相談、生活リズムの調整、レクリエーションの援助、事故防止のケア

(6) 検査・治療促進のための看護

病気への看護と療養生活の相談、床ずれ・その他創部の処置、医療機器や器具使用者のケア、服薬指導・管理、その他医師の指示による処置・検査

(7) 終末期の看護

終末期の症状緩和のためのケア、家族の不安や疲労へのケア

4 利用料金

(1) 『介護保険』給付対象サービス

要介護者・要支援者に対して行う訪問看護に要する費用は、介護保険法に基づく居宅介護サービス費（訪問看護費）・介護予防サービス費（介護予防訪問看護費）として、サービス内容ごとの単位数に、事業者の所在する地域ごとの1単位の単価を乗じて計算されます。

◎急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書（指示の日から14日間を限度）を交付された場合、医療保険給付対象となるため、介護保険の訪問看護費は算定されません。

① 訪問看護費・介護予防訪問看護費、②加算料金の合計額の1割、2割または3割（介護保険負担割合証により確認）となります。

但し、介護保険の利用限度額を超えた場合は、超過分につき全額自己負担となります。また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場

合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき利用料の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

- ・料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ・20分未満(※1)は、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合に行うことができます。一人で看護を行うことが困難な場合に、同意を得て二人の看護師等が同時に訪問看護を行ったときは、所要時間に応じ加算があります。(※2)
- ・特別な管理を必要とする場合、所要時間1時間30分以上となるときは加算があります。(※3)
- ・月2回目以降の緊急訪問については、夜間・早朝は100分の25、深夜は100分の50を加算します。
- ・やむを得ない事情によりサービスを変更する場合は、同意を得て変更いたします。

特別管理加算は次のいずれかに該当する状態の場合、計画的に管理を行った場合加算されます。

厚生労働大臣が定める状態	
イ、在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	特別管理加算 (I)
ロ、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ、人工肛門、又は人工膀胱を設置している状態 ニ、真皮を越える褥瘡の状態 ホ、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	特別管理加算 (II)

※2 次の基準を満たす場合、同時に複数の看護師等が訪問看護を行ったときは基本料金に加算されます。

厚生労働大臣が定める基準
同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合 イ、利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ロ、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ、その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

①【訪問看護費・介護予防訪問看護費】

①-1 看護師が行う訪問看護

	20分未満(※1)	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師	2,771円/回	4,157円/回	5,981円/回	8,794円/回
介護予防 看護師	2,667円/回	3,980円/回	5,762円/回	8,481円/回
2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合の加算(※2)	2,647円/回		4,189円/回	
長時間訪問看護加算(※3)	3,126円/回			
サービス提供体制強化加算	63円/回			

介護予防：要支援1または要支援2の場合

②【加算料金】該当する場合に、①-1 看護師が行う訪問看護に加算されます。

緊急時訪問看護加算	1月につき	3,386円	
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	5,210円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	2,605円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等
初回加算(Ⅰ)	1月につき	3,647円	病院等から退院した日に新規に初回の訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	1月につき	3,126円	病院等から退院した日の翌日以降に新規に初回の訪問看護を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	月に1回	2,605円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等(※4)の助言や支援を行った場合
ターミナルケア加算		26,050円	

※4 たんの吸引等：口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻又は腸瘻による経管栄養及び経鼻経管栄養

(1) 保険適用外のサービス

① 介護保険等の保険適用にならない訪問看護を行う場合は、全額自己負担となります。

② 料金の支払方法

毎月、15日頃に前月分の請求書を郵送いたします。お支払いは、当院窓口、銀行振込、口座振替からお選びいただけます。口座振替（金融機関は七十七銀行・ゆうちょ銀行となります）は料金が毎月27日前後に自動的に引き落とされます。銀行振込の場合、手数料は自己負担となります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話にてお申し込みください。当事業者の看護師がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ②当事業者の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了の1ヶ月前に文書で通知します
- ③利用者が亡くなられた場合は、自動的にサービスを終了いたします。
- ④当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ⑤利用者が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内にお支払がない場合、または利用者やご家族などが当事業者や当事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 その他の留意点として

- (1) 訪問開始・終了時には感染防止の為、手洗いをさせていただく事があります。洗面所等をお借りいたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
- (2) 看護師は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はその提示をお求めください。
- (3) 訪問の曜日・時間帯は変更することがあります。その場合は事前に連絡をいたします。
- (4) 変更を希望される場合は、事前に連絡をお願いいたします。
- (5) 訪問看護は保険制度上、利用者に対してのみ提供することとされています。ご家族の方に対して訪問看護を行うことはできませんのでご了承ください。
- (6) 看護師に対する贈り物や飲食物のもてなしは必要ありません。

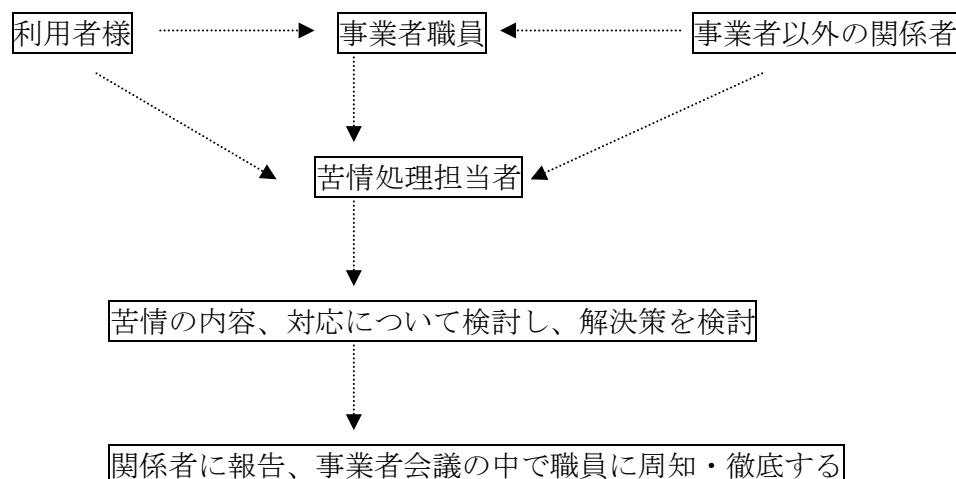
7 サービス内容に関する苦情

当事業者の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、次の窓口までお申しつけください。

(1) 苦情・相談窓口

担当者 法人本部事務局 事務局長 北村博幸
電話 022-393-8082
受付日 年中（休業日を除く）
受付時間 9:00～17:00

(2) 苦情処理の体制



(3) その他の苦情受付窓口

仙台市青葉区役所 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番1号
 障害高齢課 介護保険係 022-225-7211 (代)
 宮城県国民健康保険団体連合会 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
 介護保険課 022-222-7700
 上記以外に、お住まいの市区町村の苦情・相談窓口等に苦情を伝えることができます

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医	氏名	河原正典 戸田有宣 吉村浩一 高林広明 深谷建 佐藤悠子 吉田清香 金澤孝祐 珠蘭其其格 伊藤圭一郎 永島彩佳
	連絡先	岡部医院仙台 022-341-2802 (平日 業務時間内) 医師当番 050-5212-3754 看護当番 022-383-9970・022-383-9950・022-383-9980
ご家族	氏名	ご関係
	連絡先	電話番号
災害発生時 等、上記以外 の 緊急時連絡先	氏名	ご関係
	連絡先	電話番号

9 災害時の対応

- (1) 大災害時、避難警報発令時には災害対策室を設置し対応します。但し、災害時は職員の安全を第一とするため、道路状況等により通常訪問ができないこともあります。被害状況の確認をしながら、利用者の安否確認を行います。
- (2) 医療機器を使用している場合、停電時の対応等、日頃の訪問時に説明をさせていただきます。
- (3) 避難指示が発令した地域にお住まいの方は、避難方法、避難経路等の対応について、事前にご家族間での話し合いをお願いします。

(4) 訪問中の場合、利用者の安全を確認できましたら、職員の安否確認のため、速やかに事業者所在地に集合する規則としています。何卒ご理解、ご協力をお願い致します。

10 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、担当医師への報告、医療機関への搬送等の処置を講じ、速やかにお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための策を講じます。

なお、当事業者のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業者はニッセイ同和損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

11 当法人の概要

- (1) 法人名 医療法人社団爽秋会
- (2) 法人の所在地 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目3番2号エトスビル4階
- (3) 電話 022-393-8082
- (4) 代表者氏名 理事長 河原 正典

12 個人情報の保護について

医療情報を含めた利用者の個人情報については、『個人情報の保護に関する法律』、『個人情報システムの安全管理に関するガイドライン』、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン』に基づいて適切な取り扱いのもとで利用させていただきます。

訪問看護を行うための直接的な一次利用(1)だけでなく、社会的・今後の研究等を目的とする間接的な二次利用(2)をさせていただくことがあります。

(1) 一次利用

a. 訪問看護目的の利用

- ・利用者にかかわる各職種間の連携のため、状態報告、指示・指示受けの確認等に、電子カルテを使用する
- ・主治医、及び関係機関との迅速な連携のため、訪問やサービスの予定・調整・連絡等に電子メールを使用する

b. 請求業務等の公的書類作成のための利用

- ・審査支払機関へのレセプト提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプト提出、照会への回答

(2) 二次利用

a. 社会的利用

- ・保健所への報告(法定伝染病等)
- ・警察への報告(過失死、事故死、原因不明死は事前にご遺族の承諾を得る)
- ・行政機関への提出(感染症サーベイランス等)

b. 医学研究への利用

- ・症例研究、アンケート、インタビュー

付記：上記1) のとおり、当事業者では利用者への迅速な対応・情報共有のため電子メールを利用しておりますが、電子メールは医療情報に特化したものではなく汎用的なシステムのため、情報漏洩の可能性を完全に否定できません。しかし、汎用的なシステムによる利便性・効率性は、各職種間や連携施設との速やかな情報共有等において、必要不可欠なものとなっております。

電子メールでの情報共有について同意しがたい場合、その旨を苦情相談窓口まで遠慮なくお申し出下さい。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

13 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努めます。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

15 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事 業 者

所 在 地 仙台市青葉区柏木二丁目4番76号
ガーデンテラス柏木106号

名 称 医療法人社団爽秋会 岡部医院仙台

説明者氏名 _____ 印

医療法人社団爽秋会 岡部医院仙台院長 殿

情報提供同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための訪問看護サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者間との連絡調整、事業者と介護支援専門員との連絡調整において必要な場合。

2. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3) 使用する期間は訪問看護サービスの契約期間であること。

以上

年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者の家族)

住 所 _____

氏 名 _____ 印